

郷ニ而大谷本郷ト申候由岩尻村ト申候儀者村之上ニ岩倉ト申山有之候ニ付是ニ取候名之由伝候年来等相知不申候事』とある。「シリ」はアイヌ語では高地・山・崖などの意だということから、「岩尻」は岩山即ち岩倉山を意味するといわれる。岩尻村は明治8年、平磯村と合併して大谷村となり、更に昭和30年3月30日、津谷町・小泉町と合併して本吉町となった。

注(6) p. 110注(4)参照。

注(7) わかんさんさいえ。105巻（実数81巻）寺島良安著。和漢古今にわたる種々の事物を部分けし、図を付して漢文で解説した図説百科事典。正徳2年〔1712〕の自序がある。現在も復刻版2種行され、資料価値不朽とされる。

注(8) p. 123注(3)参照。

資料 仙台方言（藤原 勉。「仙台市史」第6巻の内）

方言（藤原 勉。「宮城県史」20の内）

ケサラン・パサラン考（佐々 久。「仙台郷土研究」復刊第2巻第2号の内）

本吉郡誌（本吉郡誌編纂委員会編）

宮城県百科事典（河北新報社編）

大言海（大槻文彦）

和漢三才図会（寺島良安）

階上よもやま話（階上老人クラブ連合会）

さんりく処々風聞記（西田耕三編）

続豊田恵美治昔話（西田耕三編）

けせんぬま口碑伝説散歩（小山秋夫）

57. 「征車兼道」とは

問 「伊達世臣家譜」の中に、「征車兼道」という語句が出てきます。どういう意味なのですか。

答 「伊達世臣家譜」は、漢文体で記述されていますので、用語はすべて漢語であることを知らねばなりません。問題の語句は、「伊達世臣家譜」にかなりの度合で現われますが、その中から一、二例拾って見ますと、卷13（平士の部）の「97村上」の家譜の中に『利福……宝曆四年〔1754〕在江戸日奉使兼道三日而至于仙台……』、「99内崎」の家譜に『…隆利……会長松夫人之喪奉使江戸征車兼道三日而至護送靈柩于大年寺……』とあります。

先ず、「征車」とは、中国の旅の車であります。わが国では、地勢的な条件から車を用いることができませんでしたので、それに相当するものは、駕籠〔かご〕ということになります。次に「兼道」の兼は急の意で、道を急ぐことであります。故に「征車兼道」とは「駕籠に乗って道を急ぐこと」であります。そして上例の『兼道三日而至』とは、「道を急いで、江戸・仙台間を三日で到達した」ということであります。仙台・江戸間92里28町36間余の昔の行程は、7泊8日〔参勤交代の場合等は日数延長〕が普通でした。緊急の場合、これを3日に短縮して急行したことがあります。

注(1) p.49注(2)参照。

注(2) 第5代伊達吉村夫人。久我大納言通誠の養女。名は貞子、冬姫と称す。延享2年(1745)7月20日、江戸に於て歿す、57才、長松院殿法寿元栄大姉と法讐し、大年寺に葬る。

注(3) p.70注(1)参照。

資料 大漢和辞典(諸橋轍次)

58. 「七州」とは

問 旧制二高の校歌に、『天は東北山高く水清き郷^{七州}の……』とありますが、この中の「七州」とは、どういうことですか。

答 「州」とは、もと中国古代に始まる行政区画で、また「国」の意味に使われました。州の名称⁽²⁾や区画は、時代により幾変転しましたが、この文字、用法はわが国にも伝わり、古くから公私ともに用いていました。故に、「七州」とは東北七国の名数的総称であります。明治元年12月7日、⁽³⁾陸奥・出羽両国が磐城・岩城・陸前・陸中・陸奥・羽前・羽後の7カ国に分割された時以来の用⁽⁴⁾例であります。『国分街……東北七州無比ノ繁昌ナリ』(「仙台繁昌記」第1巻。有竹小三郎。明治16年刊)と記されたり、「東北七州自由党」(若生精一郎等。明治14年)が結成されたり、⁽⁵⁾校歌の歌詞に歌い込まれたり、共通の運命のもとにあった東北の、一体感・連帯感を昂揚する響⁽⁶⁾きを以って、明治期には盛んに使用された名数でした。

なお、これよりも遙かに古く、州を國の意として定着固定した実例の第一に「九州」〔筑前・筑後・肥前・肥後・薩摩・大隅・日向・豊前・豊後〕、次に「本州」があります。個々の国名や国主官名を「○州」と称し、「松奥州」とか「越山併得能州景」と表現したり、日本全国を「六十余州」と総称したり、「関八州」〔関東の武藏・相模・安房・上総・下総・常陸・上野・下野〕と呼び、「信濃の国は十州」〔越中・越後・上野・武藏・甲斐・駿河・遠江・三河・美濃・飛騨〕